

< 請願・陳情Q&A ～よくお問い合わせいただく事項～ >

Q1. 請願・陳情を提出した後、追加で署名簿を提出できますか？

A1. 追加の署名簿については、初めて委員会で審査する日の前日まで受け付けています。

Q2. 署名に押印がなくても、受け付けてもらえますか？

A2. 請願・陳情書を受理する際、提出者の押印は必要ですので、押印のないものは受理できません。なお、複数で提出される場合は、1人以上の方の押印があれば受理できます。

Q3. 署名簿はどのくらい集めれば、採択してもらえますか？

A3. 署名を何人分集めれば採択するといった基準はありません。

Q4. 請願と陳情は、いつまでに提出したらいいですか？

A4. 請願書等は、いつでも受け付けていますが、定例月の議会開会日（初日）の概ね10日前であれば、その定例会で審議されます。

定例会は、3月、6月、9月、12月に開催されますので、定例月に審議を希望される方は上記期日までに議会事務局までご提出ください。

Q5. 国や東京都の法律や条例の改正に対して、請願や陳情を提出する方法はありますか？

A5. 国や東京都に対して、改善や要望を希望されるのであれば、直接、政府機関等へ提出することができます。

また、日出町議会から意見書として国に提出することも可能です。意見書を希望される場合は、「～に関する意見書の提出を求める請願書（陳情書）」として、町議会にご提出ください。採択されると、町議会から国や政府機関へ意見書を提出します。

Q 6. 継続審査になった場合、次はいつ審査されますか？

A 6. 当該議会で継続審査になった場合は、次の定例会までに委員会を開催して、継続となった案件の審査をします。(=閉会中の委員会審査)
審査した結果は、次の定例会で委員長から報告され、再度決定されます。

Q 7. 一度不採択となった請願・陳情を再度提出することはできますか？

A 7. 一度提出したものと同内容のものを再度議会に提出することはできます。ただし、過去に同趣旨の請願・陳情が提出され、採択・不採択の議決があった陳情については、議会運営委員会で協議の結果、担当委員会へ付託するかどうかを判断します。(議員へ配布するのみの扱いとなる場合があります)